

「北区くらしのガイド」広告掲載取扱要領

30北政広第1680号
平成30年9月5日
政策経営部長専決

(目的)

第1条 この要領は、東京都北区広告掲載取扱要綱（平成18年6月1日区長決裁18北政広第81号。以下「要綱」という。）第13条、第14条及び第15条の規定に基づき、東京都北区が発行する「北区くらしのガイド」（以下「くらしのガイド」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、原則として裏表紙及び裏表紙の内側（裏）並びに本文中の指定ページとする。

(広告の規格及び掲載料金)

第3条 広告の規格及び掲載料金は、次のとおりとする。

名称	規格（縦×横）	位置・大きさ等	刷色	掲載料金
1号広告	28.0cm×20.0cm	裏表紙外側ページ全面	カラー	200,000円
2号広告	13.2cm×20.0cm	裏表紙外側ページ横1/2面	カラー	100,000円
3号広告	28.0cm×19.0cm	裏表紙内側ページ全面	カラー	180,000円
4号広告	13.2cm×19.0cm	裏表紙内側ページ横1/2面	カラー	90,000円
5号広告	28.0cm×18.0cm	本文中指定ページ全面	カラー	120,000円
6号広告	13.2cm×18.0cm	本文中指定ページ横1/2面	カラー	60,000円
7号広告	6.3cm×18.0cm	本文中指定ページ横1/4面	カラー	30,000円
8号広告	6.3cm×8.7cm	本文中指定ページ横1/8面	カラー	15,000円

(広告掲載希望者の募集)

第4条 区長は、広報紙等で広告掲載希望者を募集するほか、くらしのガイドの作成に関し委託する場合等特に必要と認める場合には、民間事業者等が直接広告掲載の募集をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、東京都北区「くらしのガイド」広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする原稿案を添えて、区長に提出するものとする。

(申込広告の審査)

第6条 政策経営部長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第5条及び第6条の規定により、速やかに掲載申込のあった広告の内容を審査する。

2 前項の規定による審査に際し、政策経営部長は関係各課の意見を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 政策経営部長は、前条の規定により審査した広告について、速やかに掲載の可否を決定する。

2 前項の規定による決定に際し、掲載可能な広告が募集枠数を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

3 政策経営部長は第1項の規定により、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告の掲載を申し込んだ者に、東京都北区「くらしのガイド」広告掲載決定通知書(別記第2号様式)又は通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

4 前項の規定により掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載広告の版下原稿を区長に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、区長が指定する期日までに、広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、区長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料の不還付)

第9条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告掲載ができない場合は、還付することができる。

(広告主の責任及び負担)

第10条 広告の内容及び版下原稿の作成経費は、広告主の責任及び負担とする。

(版下原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、区長が指定する日までに広告の「完全版下」を作成し、EPS形式で保存した磁気データを区長に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 区長は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が広告掲載料を指定期限までに納付しなかったとき。

(2) 版下原稿を指定期日までに提出しなかったとき。

(3) 要綱第5条の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、東京都北区「くらしのガイド」広告掲載取消通知書(別記第4号様式)により広告主に通知するものとする。

(損害賠償)

第13条 区長は、前条の規定により掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

付 則

この要領は、平成30年9月10日から施行する。